

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

舞鶴市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

舞鶴市長

公表日

令和6年1月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者をいう。)を監護している母・父、又は母・父に代わってその児童を養育している者に対する児童扶養手当の支給に係る事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①受給資格管理 ②給付管理
③システムの名称	児童扶養手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名番号連携システム、京都府・市町村共同電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当システムファイル、申請データファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の37の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(児童扶養手当関係情報) 13、16、26、47、64、65、87、116の項 ※主務省令未制定⇒30の項 【別表第二における情報照会の根拠】 57の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内各府・総務省令第7号) 【別表第二における情報提供の根拠】 第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第59条の2 【別表第二における情報照会の根拠】 第31条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康・子ども部子ども支援課
②所属長の役職名	子ども支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 住所:京都府舞鶴市宇北吸1044番地 電話番号:0773-66-1044
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康・子ども部子ども支援課 住所:京都府舞鶴市宇北吸1044番地 電話番号:0773-66-1094

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月20日	5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長	左織 誠	健康・子ども部子ども支援課長 新井 秀和	事後	
平成28年9月20日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成28年9月20日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成29年11月24日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	児童扶養手当システム、中間サーバ、団体内統合宛名番号連携システム	児童扶養手当システム、中間サーバ、団体内統合宛名番号連携システム、京都府・市町村共同電子申請システム	事前	
平成29年11月24日	2. 特定個人情報ファイル名	児童扶養手当システムファイル	児童扶養手当システムファイル、申請データファイル	事前	
平成29年11月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（児童扶養手当関係情報） 16、26、64、65、87の項 ※主務省令未制定⇒13、30、47、116の項 【別表第二における情報照会の根拠】 57の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内各府・総務省令第7号） 【別表第二における情報提供の根拠】 第12条、第19条、第35条、第36条、第44条 【別表第二における情報照会の根拠】 第31条	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（児童扶養手当関係情報） 13、16、26、64、65、87、116の項 ※主務省令未制定⇒30、47の項 【別表第二における情報照会の根拠】 57の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内各府・総務省令第7号） 【別表第二における情報提供の根拠】 第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2 【別表第二における情報照会の根拠】 第31条	事後	
平成29年11月24日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月24日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	
平成31年3月29日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康・子ども部子ども支援課長 新井 秀和	子ども支援課長	事後	
平成31年3月29日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策	—	(項目を追加)	事後	
令和1年11月13日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和元年1月1日時点	事後	
令和1年11月13日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和元年1月1日時点	事後	
令和4年1月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(児童扶養手当関係情報) 16、26、64、65、87の項 ※主務省令未制定⇒13、30、47、116の項 【別表第二における情報照会の根拠】 57の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内各府・総務省令第7号) 【別表第二における情報提供の根拠】 第12条、第19条、第35条、第36条、第44条 【別表第二における情報照会の根拠】 第31条</p>	<p>1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(児童扶養手当関係情報) 13、16、26、64、65、87、116の項 ※主務省令未制定⇒30、47の項 【別表第二における情報照会の根拠】 57の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内各府・総務省令第7号) 【別表第二における情報提供の根拠】 第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2 【別表第二における情報照会の根拠】 第31条</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（児童扶養手当関係情報） 13、16、26、64、65、87、116の項 ※主務省令未制定⇒30、47の項 【別表第二における情報照会の根拠】 57の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内各府・総務省令第7号） 【別表第二における情報提供の根拠】 第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2 【別表第二における情報照会の根拠】 第31条	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（児童扶養手当関係情報） 13、16、26、47、64、65、87、116の項 ※主務省令未制定⇒30の項 【別表第二における情報照会の根拠】 57の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内各府・総務省令第7号） 【別表第二における情報提供の根拠】 第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第59条の2 【別表第二における情報照会の根拠】 第31条	事後	
令和5年12月15日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和5年12月15日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	